

FamiPay 加盟店規約 新旧対照表

現行	改定後
【加盟店情報の取扱いに関する同意条項】	【加盟店情報の取扱いに関する同意条項】
第26条（反社会的勢力の排除） 1. 本マネー加盟店は、以下の各号に定める事項を表明し、現在かつ将来にわたって保証する。（略） （1）自己および自己の役員ならびに重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という）が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいいます。以下同じ）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと （2）自己および自己の役員等が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと （3）自己および自己の役員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと （4）自己および自己の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと （5）自己および自己の役員等が自らまたは第三者を利用して相手方に対し暴力的な要求行為をしないことおよび法的な責任の範囲を超えて、不当な要求、相手方の名誉や信用の毀損または相手方の業務を妨害しないこと （6）本契約に基づいて行う業務の一部または全部を反社会的勢力に該当する者に行わせないこと （略）	第26条（反社会的勢力の排除） 1. 本マネー加盟店は、以下の各号に定める事項を表明し、現在かつ将来にわたって保証します。（略） （1）自己および自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準じる者をいいます。）ならびに重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下総称して「役員等」といいます。）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、準暴力団、匿名・流動型犯罪グループ、本号に掲げる者の共生者、その他これに準ずる者またはその構成員をいいます。）に該当しないこと、また反社会的勢力でなかったこと （2）反社会的勢力が自己の経営を支配し、または自己の経営に実質的に関与する関係を有していないこと （3）自己および自己の役員等が、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと （4）自己および自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与し、もしくは便宜の供与を受ける等の関係を有していないこと （5）自己および自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと （6）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約に関する一切の契約を締結するものではないこと。また、本契約に基づいて行う業務の一部または全部を反社会的勢力に行わせないこと （7）自己および自己の役員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をしないこと （8）自己および自己の役員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をしないこと （9）自己および自己の役員等が、自らまたは第三者を利用して、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為をしないこと （略）

3. 当社は、本マネー加盟店が本条の規定に違反している疑いがあると認めた場合、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、本マネー加盟店は報告を求められた場合、合理的な期間内に当該事項に関する報告を行うこととします。 (略) 【加盟店情報の取扱いに関する同意条項】 (略) 第2条（加盟店情報交換センターへの報告・共同利用の同意） (略) 4. 加盟店は、客観的事実に関する情報が、下記で定める共同利用の目的、共同利用する情報の内容、共同利用の範囲内で当社の加盟するセンターの会員相互によって共同利用されることに同意するものとします。 (略) <table border="1" data-bbox="165 815 1120 936"> <tr> <td>共同利用責任者</td><td>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事:松井 哲夫</td></tr> </table> (2022年4月1日版)	共同利用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事:松井 哲夫	3. 当社は、本マネー加盟店が本条の規定に違反している疑いがあると認めた場合、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、本マネー加盟店は報告を求められた場合、速やかに当該事項に関する報告を行うこととします。 (略) 【加盟店情報の取扱いに関する同意条項】 (略) 第2条（加盟店情報交換センターへの報告・共同利用の同意） (略) 4. 加盟店は、客観的事実に関する情報が、下記で定める共同利用の目的、共同利用する情報の内容、共同利用の範囲内で当社の加盟するセンターの会員相互によって共同利用されることに同意するものとします。 (略) <table border="1" data-bbox="1142 815 2096 936"> <tr> <td>共同利用責任者</td><td>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事: 坂口 利彦</td></tr> </table> (2026年10月1日版)	共同利用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事: 坂口 利彦
共同利用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事:松井 哲夫				
共同利用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事: 坂口 利彦				